平成２２年（フ）第３１３６号
札幌市東区北15条東16丁目１番５―905号
債務者　山谷　万見
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１５５号
札幌市北区北34条西５丁目１番20―309号
債務者　成田美智子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１６８号
札幌市白石区本郷通７丁目北４番９号　パレス日成25―206号
債務者　斎藤サト子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１７７号
北海道石狩市八幡３丁目321番地13
債務者　高本　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１８６号
北海道石狩市花川北５条１丁目４番地
債務者　林　　勇樹
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１９８号
札幌市中央区南20条西６丁目１番12号
債務者　南　冨美子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２０２号
札幌市東区北10条東14丁目１番１号　丸文荘
債務者　輪島　文男
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２６号
群馬県高崎市成田町３番地
債務者　乾　　聖司
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３４１号
群馬県高崎市金古町2035番地３
債務者　石田　明男
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第５７１号
神奈川県厚木市田村町12番22―204号
債務者　小田嶋知子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６６１号
神奈川県足柄上郡大井町金子1475番地２
債務者　新宮　澄男
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６６７号
神奈川県平塚市袖ケ浜３番36号　奥野アパート101号
債務者　諏訪部正道
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７３２号
神奈川県南足柄市壇下500番地５　ＴｉｍｅｓＣ．Ｓ202
債務者　梶音　良太
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７３５号
神奈川県小田原市穴部561番地の18
債務者　上河原一男
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７４５号
神奈川県愛甲郡愛川町春日台５丁目７番地の２　ハイム西村101、前住所神奈川県相模原市上溝１丁目５番27号
債務者　柳川　正次
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７５８号
神奈川県秦野市東田原51番地８―304
債務者　花谷　陽子（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７４号
京都府亀岡市大井町土田２丁目10番28号
債務者　西山由香里
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
京都府南丹市園部町小山西町一本木５番地13
債務者　足立はつみ（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
京都地方裁判所園部支部破産係